利用料金表<短期入所•従来型個室>

利用料金二介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費·居住費

<1割負担>

	要介護度	要介護度 基本単位	加算			1日	保険限度内	
<u></u>			サービス提供体制 強化加算 I	夜勤職員配置 加算 I	介護職員等処 遇改善加算 [(1割負担)	日数	合計
介 護 保	要支援1	451	22	-	67	540	10	5,400
除 負 担	要支援2	561	22	ı	82	665	18	11,970
	要介護1	603	22	13	90	728	26	18,928
割	要介護2	672	22	13	99	806	27	21,762
割合分	要介護3	745	22	13	110	890	30	26,700
	要介護4	815	22	13	119	969	30	29,070
	要介護5	884	22	13	129	1,048	30	31,440

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
第1段階	生活保護受	生活保護受給者			620	18,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650万円(夫婦は1,650万 円)以下	600	420	1,020	30,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円(夫婦は1,550万 円)以下	1,000	820	1,820	54,600
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が120万 円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円(夫婦は1500万 円)以下	1,300	820	2,120	63,600
第4段階	世帯に課税者がいた。市民税本人課税	1,445	1,171	2,616	78,480	

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(])	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(I)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上 連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇 改善加算(I)	総単位数の 14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65 歳以上の方(サービスを 利用していない方を含む)の利用者負担割合が 1割の世帯に年間上限額 を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所•従来型個室>

利用料金二介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費·居住費

<2割負担>

	要介護度			加算		4 🗆	保険限度内	
介		基本単位	サービス提供体制 強化加算 I	夜勤職員配置 加算 I	介護職員等処 遇改善加算 [1日 (2割負担)	日数	合計
介護保険負担	要支援1	451	22	ı	67	1,080	10	10,800
険	要支援2	561	22	ı	82	1,330	18	23,940
) 担	要介護1	603	22	13	90	1,430	26	37,180
割 合 分	要介護2	672	22	13	99	1,586	27	42,822
台分	要介護3	745	22	13	110	1,754	30	52,620
,5	要介護4	815	22	13	119	1,912	30	57,360
	要介護5	884	22	13	129	2,070	30	62,100

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1 🛭	30日	
第1段階	生活保護受	給者	300	320	620	18,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以下 かつ、預貯金等の合計が 650万円(夫婦は1,650万 円)以下		600	420	1,020	30,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円(夫婦は1,550万 円)以下	1,000	820	1,820	54,600
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が120万 円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円(夫婦は1500万 円)以下	1,300	820	2,120	63,600
第4段階	世帯に課税者がい 市民税本人課税	1,445	1,171	2,616	78,480	

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(I)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(])	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上 連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇 改善加算(I)	総単位数の 14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65 歳以上の方(サービスを 利用していない方を含む)の利用者負担割合が 1割の世帯に年間上限額 を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所•従来型個室>

利用料金二介護保険負担割合分(報酬単位:1単位10円)+食費·居住費

<3割負担>

	要介護度	基本単位	加算			1日	保険限度内	
介譯			サービス提供体制 強化加算 I	夜勤職員配置 加算 I	介護職員等処 遇改善加算 I	(3割負担)	日数	合計
護保険負担	要支援1	451	22	1	67	1,620	10	16,200
険	要支援2	561	22	ı	82	1,995	18	35,910
	要介護1	603	22	13	90	2,145	26	55,770
割合分	要介護2	672	22	13	99	2,379	27	64,233
台分	要介護3	745	22	13	110	2,631	30	78,930
	要介護4	815	22	13	119	2,868	30	86,040
	要介護5	884	22	13	129	3,105	30	93,150

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日	
第1段階	生活保護受	給者	300	320	620	18,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以下		600	420	1,020	30,600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が年額80 万円以超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円(夫婦は1,550万 円)以下	1,000	820	1,820	54,600
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人 の年金収入額+合計所得金額が120万 円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円(夫婦は1500万 円)以下	1,300	820	2,120	63,600
第4段階	世帯に課税者がい 市民税本人課税	1,445	1,171	2,616	78,480	

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(])	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(I)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上 連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアブランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇 改善加算(I)	総単位数の 14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65 歳以上の方(サービスを 利用していない方を含 む)の利用者負担割合が 1割の世帯に年間上限額 を設定(446,400円)

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2.「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3.「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。